



令和7年分 所得申告受付のお知らせ

令和8年1月発行

寄居町役場税務課

TEL 048-581-2121(内線 154~156)

令和8年2月16日より、令和7年分（令和7年1月1日から12月31日まで）の所得等の申告受付を開始します。申告された所得等をもとに、令和8年度個人住民税（町民税・県民税）の税額の算定を行います。（所得税の確定申告の場合、令和7年分の所得税額の計算・精算を行います。）

なお、所得税の確定申告書を提出した場合、町民税・県民税申告書の提出は不要です。

●申告に必要な書類（所得申告は収入と控除の全てを申告するものです。一部のみの申告はできません）

種類	申告内容	必要書類
収入に関するもの (令和7年中のもの)	給与や公的年金等の収入	源泉徴収票（複数ある場合、全て用意してください）
	営業等・農業・不動産の収入	収支内訳書 事前作成が必要です
	上記以外の収入 ※個人年金や保険の満期保険金等	収入金額と必要経費がわかる資料（支払証明書等）
控除に関するもの (令和7年中のもの)	医療費控除	医療費控除の明細書（医療費通知） 事前作成が必要です
	社会保険料控除	控除証明書・領収書・納付確認書等 (国民年金保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等) 小規模企業共済掛金払込証明書
	生命保険料控除・地震保険料控除	保険会社等が発行する支払額などの証明書（控除証明書）
	寄附金控除	寄附金受領証明書（ワンストップ特例申請分を含む） 寄附金控除に関する証明書
	障害者控除	障害者手帳 介護保険被保険者証または障害者控除対象者認定書等
	扶養控除	被扶養者の情報（マイナンバー・住所・氏名・生年月日・続柄）がわかるもの
	上記以外の控除	証明するもの
マイナンバーに関するもの	次の(1)(2)の各1点ずつ必要です (1)番号確認書類…マイナンバーカード・通知カード・住民票の写し（マイナンバー入り） (2)身元確認書類…マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書（健康保険証）等	
所得税の確定申告をされる方	税務署から届いた「確定申告のお知らせ」（お持ちの方）・利用者識別番号の通知（お持ちの方）・口座番号のわかるもの（通帳等）等	

●申告書は自宅で作成できます

確定申告書の作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

確定申告書 作成コーナー  で検索

上記、申告に必要な書類を用意し
金額等を入力するだけで自動計算
で申告書が完成します。



印刷し、添付書類と一緒に熊谷税務署まで
提出（郵送可）してください。

※マイナンバーカード及びカードの読み取りに対応した端末をお持ちの方等は、e-Tax（電子申告）で印刷せずに申告書を送信できます。

住民税申告書の作成

町公式ホームページで「令和8年度分 町民税・県民税申告書」が印刷できます。記入して提出（郵送可）してください。

令和 年度分 町民税 県民税 申告書										代理		
※1分離課税に係る所得の申告			現住所	大里郡寄居町大字 1月1日現在の住所 □ 同上 □ フリガナ						整理番号		
提出年月日	年	月	日	氏名	個人番号			電話番号				
				生年 月日 大・昭 平・令	年	月	日生 世帯主 の氏名	続柄				
3 所得から差し引かれる金額に関する事項												
③ 社会保険の種類 支払った保険料 事 営 業 等 ア												

郵送先 〒369-1292 (住所の記載は不要です)

寄居町役場税務課住民税班 宛

また、**令和8年度申告分から電子申告ができるようになりました。**詳しくは町公式ホームページをご覧ください。

申告相談会場で申告する場合、日程は次ページ 

●令和7年分 個人住民税（町民税・県民税）申告相談日程表

混雑緩和のため受付地区を指定しています。都合が悪い場合は別の日程でも受付可能です。

会 場：役場6階会議室

受付時間：午前 9:00～11:00 ／ 午後 1:00～3:30

相談日	地区	対象区	相談日	地区	対象区
2月16日（月）	折原	上郷・折原下郷・上平下小路・立原	3月2日（月）	市街地 ・西部	茅町・花町・六供
17日（火）		秋山・三品・平倉・山居・栎谷・五ノ坪	3日（火）		本町・中町・栄町・武町・金尾・風布
18日（水）	用土	用土6・7・8・9・10	4日（水）	西部	本宿・末野2・3・4
19日（木）		用土1・2・3・4・5・11・12	5日（木）		常木・菅原
20日（金）	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里	6日（金）	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
24日（火）		上郷南・上郷北	9日（月）		木持・上の町・内宿・関山
25日（水）		下郷・塚越	10日（火）		上の原・露梨子
26日（木）		赤浜	11日（水）	桜沢	本村・岩崎・中小前田
27日（金）		牟礼・今市・中郷	12日（木）		山崎・南飯塚・上組
3月1日（日）	全地区	町内全地区（平日に都合がつかない方等）	13日（金）	全地区	町内全地区
※日曜日は大変混み合いますので、平日都合のつかない方がお越しください			16日（月）		

⚠ 町の申告相談会場では受付できない確定申告

以下①～⑯の内容を含む申告は熊谷税務署（TEL048-521-2905）またはe-Tax（電子申告）で申告してください。

【下記①～⑯の所得を申告する場合】

① 配当所得	⑤ 土地・建物・株式などの譲渡所得
② 暗号資産（ビットコイン等）に係る所得	⑥ 事業所得、不動産所得及び農業所得があつた方で収支内訳書を作成していない方や作成の仕方がわからない方
③ 先物取引による所得	
④ 退職所得	

【下記⑦～⑯の控除の適用を受ける場合】

⑦ 雑損控除または災害減免	⑨ 住宅ローン控除を受ける申告（年末調整済を除く）
⑧ 外国在住の方を扶養親族とする申告	

【下記⑩～⑯の申告をする場合】

⑩ 損失・損益通算等の申告	⑬ 青色申告
⑪ 亡くなられた方の申告（準確定申告）	⑭ 税務署やe-Taxで申告をした方の訂正申告
⑫ 過年分（令和6年分以前）の申告	⑮ 申告内容等から判断して税務署での申告が適当と思われる方

●医療費控除のよくある質問

Q. 医療費控除の対象になるものってどんなもの？

A. 代表的なものをまとめます

対象になるもの

- ✓ 生計を一にする親族のために令和7年中に支払った医療費
- ✓ 出産までの定期検診・検査費用
- ✓ 治療に必要な医療器具の購入費
- ✓ 通院のための電車・バスの利用料金
- ✓ 医師・歯科医師による診察・治療にかかる費用
- ✓ 入院費や入院時食事代（病院に支払うものに限る）
- ✓ 治療のため、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師などに支払った費用
(ただし、疲れを癒やす、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません)



©寄居町

対象にならないもの

- ✗ 予防接種費用
- ✗ 診断書作成料
- ✗ 病衣等のクリーニング代
- ✗ 美容医療の費用
- ✗ 入院時の自己都合による個室料（差額ベッド料金）
- ✗ 入院のための生活用品購入費（洗面具やパジャマ等）
- ✗ 自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車料金
- ✗ 人間ドックや健康診断料
(異常が見つかりすぐに治療を開始した場合を除く)
- ✗ タクシー代（病状等からみて歩行が困難な場合や急を要する場合、または電車・バス等の利用ができない場合を除く）



©寄居町

Q. 医療費控除の申告をすると支払った医療費が戻るのか？

A. 医療費が戻ってくるわけではありません

一定の医療費の支払がある場合、医療費控除の申告をすることにより、納付すべき所得税や翌年度の個人住民税の税額が減額になる場合があります。なお、あらかじめ源泉徴収された所得税が無い場合は、還付が生じることはありません。

